

利用上の注意

1 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、我が国サービス産業の活動の実態と事業経営の現状を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的に、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく指定統計（第 113 号）として、特定サービス産業実態調査規則（昭和 49 年通商産業省令 67 号）によって、毎年実施しています。

2 調査の範囲

日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）に掲げる「大分類 H－情報通信業」、「大分類 K－金融・保険業」、「大分類 O－教育、学習支援業」及び「大分類 Q－サービス業（他に分類されないもの）」に属する小分類のうち、主として経済産業省所管の小分類である以下の 11 業種を対象として調査を行いました。

平成 19 年調査は、ソフトウェア業（日本標準産業分類小分類 391）、情報処理・提供サービス業（同 392）、映像情報制作・配給業（同 411）、クレジットカード業、割賦金融業（同 643）、デザイン・機械設計業（同 806）、各種物品賃貸業（同 881）、産業用機械器具賃貸業（同 882）、事務用機械器具賃貸業（同 883）、広告代理業（同 891）、その他の広告業（同 899）、計量証明業（同 903）を主業として営む事業所を対象としています。

3 調査の期日

平成 19 年特定サービス産業実態調査は、平成 19 年 11 月 1 日現在で実施しました。

4 用語の説明

（1）事業所数

平成 19 年 11 月 1 日現在の数値です。

（2）従業者数

平成 19 年 11 月 1 日現在の数値です。

従業者数とは、事業所に所属している者で、「個人業主及び無給の家族従業者」、「有給職員」、「常用雇用者」及び「臨時雇用者」の総計をいいます。別経営の事業所に派遣している人も含みます。

（3）従事者数

平成 19 年 11 月 1 日現在の数値です。

従事者数とは、事業所の従業者数から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数のなかで、当該事業に従事する人をいいます。

(4) 年間売上高

平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間に得た当該業務の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税を含めた金額です。

(5) リース及びレンタル

物品賃貸業の「リース」とは、賃貸する期間が1年以上にわたるもので、その期間中に解約できる旨の定めがない条件で賃貸する業務をいいます。

物品賃貸業の「レンタル」とは、リース以外の賃貸契約のすべてをいいます。

5 その他の注意事項

- (1) 「映像情報制作・配給業」「クレジットカード業、割賦金融業」については、企業調査のため、都道府県単位での集計・公表は行っていません。
- (2) 集計結果は、単位未満を四捨五入しているため内訳と合計が一致しない場合があります。
- (3) 本調査結果の概要に使用している記号は次のとおりです。
 - 「-」…… 該当数値がないもの
 - 「0」…… 単位未満のもの
 - 「▲」…… マイナス数値を表しているもの
 - 「x」…… 1又は2である事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると、個々の申告書の秘密が漏れる恐れがあるため数値を秘匿したもの
- (4) ここに公表する結果は、平成19年特定サービス産業実態調査に係る福岡県内の事業所の調査結果を独自に集計したものであり、経済産業省が公表する数値と相違することがあります。